

年 月 日

(提出先)

足立区足立保健所長

管理者 住 所

氏 名

診療用エックス線装置備付届

下記のとおり診療用エックス線装置を備えたので、医療法第 15 条第 3 項及び医療法施行規則第 24 条の 2 の規定により届け出ます。

記

1	名 称		
2	所在地		
	電話番号 ()		ファックス番号 ()
3	診療用エックス線装置に関する事項		
	製 作 者 名		
	型 式		
	定格出力	連 続	キロボルト(kV)
		短時間	ミリアンペア(mA)
		蓄放式	キロボルト(kV) 秒 ミリアンペア(mA) キロボルト(kV) マイクロファラッド(μ F)
	エックス線管の数		管球
用 途		一般撮影・透視・C T・歯科用・その他 ()	
4	エックス線診療に従事する医師、歯科医師、診療放射線技師又は診療エックス線技師の氏名および経歴		
	氏 名	職 種	エックス線診療に関する経歴(免許番号・登録年月日)
5	備 付 年 月 日	年 月 日	

6 診療用エックス線装置の放射線障害の防止に関する構造設備の概要		
	医療法施行規則第 30 条第 1 項第 1 号に規定するエックス線管及び照射筒の遮へい	有 ・ 無
	総 ろ 過	ミリメートルアルミニウム当量 ミリメートル モリブデン当量
	透 視 装 置	
	患者への入射線量率 50 ミリグレイ/分	以下 ・ 超える
	一定時間経過時に警告音等を発することができる透視時間を積算するタイマー	有 ・ 無
	高線量率透視制御	有 ・ 無
	焦点皮膚間距離保持装置又はインターロック	有 ・ 無
	受像面を超えないように照射野を絞る装置	有 ・ 無
	受像面を通過したエックス線が 150 マイクログレイ/時(接触可能表面から 10 cm)	以下 ・ 超える
	最大照射野を 3 cm 超える部分を通過したエックス線が 150 マイクログレイ/時(接触可能表面から 10 cm)	以下 ・ 超える
	利用線錐以外のエックス線を有効に遮へいするための被照射体周囲の適当な装置	有 ・ 無
	撮 影 装 置	
	照射野絞り装置	有 ・ 無
	医療法施行規則第 30 条第 3 項第 2 号に規定する焦点皮膚間距離	以上 ・ 未満
	胸部集検用間接撮影装置	
	利用線錐が角錐型かつ受像面を超えない照射野絞り装置	有 ・ 無
	接触可能表面から 10 cm において 1 マイクログレイ/1 ばく射以下となる受像器の一時遮へい体	有 ・ 無
	10 cm において 1 マイクログレイ/1 ばく射以下となる被照射体周囲の箱状の遮へい物	有 ・ 無
	移動型・携帯用型装置等	
	エックス線管焦点及び患者から 2m 以上離れて操作できる構造	有 ・ 無
	装置の保管場所	
	治 療 用 装 置	
	ろ過板が引き抜かれた場合、エックス線の発生を遮断するインターロック	有 ・ 無
	口内法撮影装置	
	照射筒先端における照射野の直径	cm

		使用の場所	
診 療 室 の 防 護 物 の 概 要			
	遮へい物の場所		遮へい物の構造、材料、厚さ
	天 井		
	床		
	周 囲 の 画 壁	(東)	
		(西)	
		(南)	
		(北)	
		監視用窓	
	出 入 口 の 扉		
	そ の 他 の 開 口 部		
操 作 室		有 ・ 無 ()	
診 療 室 の 標 識		有 ・ 無	
7 エックス線診療室の放射線障害の防止に関する予防措置の概要			
	放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示		有 ・ 無
	使 用 中 の 表 示		有 ・ 無
	画壁外側の実行線量が1ミリベール/週以下となる措置		有 ・ 無
	管 理 区 域	管 理 区 域 を 設 け る 場 所	別添図面のとおり
		境界における実行線量が1.3ミリベール/3月以下となる措置	有 ・ 無
		立 入 制 限 措 置	有 ・ 無
		標 識	有 ・ 無
	敷 地 の 境 界 等	敷地内居住区域及び境界における実行線量が250マイクロベール/3月以下となる措置	有 ・ 無
		入院患者(診療により被ばくする放射線を除く)の実行線量が1.3ミリベール/3月以下となる措置	有 ・ 無
	そ の 他	取 扱 者 の 被 ば く 測 定 器 具	
防 護 用 具 (防 護 前 掛 等)		有 ・ 無	

注意事項

- 1 隣接室名、上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記したエックス線診療室の平面図及び側面図を添付すること。
- 2 診療室図は、照射方向、エックス線管から天井、床及び周囲の画壁の外側までの距離(メートル)並びに防護物の材料及び厚さを記入した 50 分の 1 の縮図とすること。ただし、歯科用診療室は、50 分の 1 又は 25 分の 1 の見やすい縮図とすること。
- 3 管理区域の標識、使用中ランプ等の位置を診療室図中に記入すること。
- 4 エックス線診療に関する経歴欄には、医師、歯科医師、診療放射線技師又は診療エックス線技師の免許登録番号及び年月日を記入すること。
- 5 漏えい放射線測定結果報告書(写)を添付すること。